

# 議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

令和元年9月24日（火）

杉 並 区 議 会

## 目 次

発言の取消しについて .....	3
定例会の日程について .....	4

議会運営委員会理事会記録

日 時	令和元年9月24日(火) 午前9時15分～午前9時23分	
場 所	第1委員会室	
出席理事 (7名)	理事 大和田 伸 理事 渡辺 富士雄 理事 太田 哲二 理事 岩田 いくま	理事 大泉 やすまさ 理事 山田 耕平 理事 そね 文子
欠席理事	(なし)	
理事以外の 出席議員	議長 井口 かづ子	副議長 島田 敏光
出席理事者		
事務局職員	事務局 局長 佐野 宗昭 庶務係 長 杉本 稔 議会 法務係 長 尾上 健 担当 書記 十亀 倫行	事務局 次長 植田 敏郎 調査 係 長 久保井 悦代 議事 係 長 蓑輪 悦男



(午前 9時15分 開会)

**大和田理事** これより議会運営委員会理事会を開会する。

《発言の取消しについて》

**大和田理事** まず、発言の取り消しについて、事務局から説明をお願いします。

**議会事務局次長** 9月20日付、佐々木千夏議員より、9月12日の一般質問の発言の一部を取り消したい旨、申し出があった。

なお、会議規則第55条の規定により、発言の取り消しは議会の許可が必要となる。

**大和田理事** 本件については、新聞等でも報道されているが、本人に対して、井口議長、島田副議長より注意をされた経緯がある。

取り消し申し出の取り扱いについては、最終日の本会議を待つことなく、正副議長、副委員長とも相談の上で、迅速に本会議を開催し対応したいと考えている。

本会議の追加開催について、何か意見はあるか。

**山田理事** 本会議の開催については非常に重要な決断だと考えるが、そもそも発言の取り消しについて、発言のうちどの部分が該当しているのか。内容そのものを話されるのは非常に大変なことなので、どのような形か、その要旨をお聞きしたいと思う。

**議会事務局長** 今回の佐々木議員の一般質問の発言のうち、3カ所該当部分がある。まず第1点目が、朝鮮人の子供から日本人の子供が殴られたりいじめを受けたりしている、そういった相談が来ているといった部分と、2点目が、帰化人とか朝鮮人の方が中にいるからこうした学校の教科書がまかり通っているという旨の発言をした部分、また3点目が、多くの女性が強姦されたり殺されたり、また歌舞伎町の一等地が朝鮮の方のものなのはなぜなのかといったような発言をした部分が当該部分となる。

**太田理事** この取り消しのこと自身はいいが、うちの会派の感覚では、今言われた3カ所だけでは済まぬだろうという意見が強い。それプラスあれやこれやというのを一体どうするんだと。これを認めることによって、あとの部分は無罪放免というのも何か変ではないかというような声強い。あとの部分はどうなっていくのか。

**大和田理事** その点については私からお答えする。

基本的に、今回の理事会、また議運については、あくまで佐々木千夏議員から発言の取り消しを求める、そして最終日の本会議を待たずして前倒しで本会議を開催するかしないかを定める議運理事会、そして議運であり、その中身、発言のどこを取り消す、どこを取り消さない、それによってどうだという話は、今回の議論の本質ではない。もちろん、立民の会派でそういう話がなされたということは事実でしょうけれども、それは

直接私たち議運理事会あるいは議運として発信するべきことでもないので、あくまで佐々木千夏議員本人の判断によることと受けとめざるを得ないと思う。

**太田理事** うちの会派なんかの意見を表明するような、佐々木議員に対して会派として抗議文を出すだとか、そういう程度のことしかないのか。

**大和田理事** 基本的に、本質的にはそういうことになろうと思う。会派の中でそういう話し合いがされたのであれば、私がもちろんとやかく言うことはないが、その意見を佐々木議員に個人的に会派として正式にお出しになるとか、そういった手法も1つあるかと思う。

**山田理事** 太田理事の言っていること、私たちの会派でも全く同様の話が出た。あくまで今回の場というのは、佐々木議員本人からの申し出によってこの部分を削除するということだと理解している。

ただ、杉並区議会として、議会としての対応をどうするのかというのは、ぜひ今後も検討していただきたいなと考えており、この後の議会運営委員会の場で、私どもの会派としては、この問題について一言意見を申し述べたいと考えている。

**大泉理事** 改めて確認させていただきたいが、今回の件というのは、佐々木議員が発言を取り消したい部分があるということを確認する認めない、それによって本会議を開くことを認める認めないという話であって、ほかの部分は受け入れたということではないという意味で、その部分だけを改めて確認したい。訂正しなかったところを議会として認めたとか、そういうことにはならないということか。その部分だけ確認させてもらう。

**大和田理事** 私も委員長の立場としてそのように理解をしているし、事務局もそうか。そういう形よろしい。

#### 《定例会の日程について》

**大和田理事** それでは、定例会の日程について、事務局から説明をお願いします。

**議会事務局次長** 資料1をごらんいただきたい。

議会の許可を得て発言を取り消す必要があるため、資料網かけ部分の本会議の日程を追加してはいかがか。9月26日木曜日、道路交通対策特別委員会終了後、午後1時から本会議を開会。

**大和田理事** ただいまの説明について、何かあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**大和田理事** それでは、本会議を追加することについて、この後の議会運営委員会に諮ることとする。

本日の日程は以上であるが、ほかに何かあるか。——なければ、本日の議会運営委員会理事会を閉会する。

(午前 9時23分 閉会)